

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 木造住宅耐震診断事業および非木造住宅耐震診断費補助事業について

■改正内容

耐震改修工事の概算見積を作成する経費の追加および労務単価の引き上げに伴う耐震診断士派遣費用の増額のため、補助対象限度額の引き上げを行う。

■改正箇所

別表第1

○木造住宅耐震診断事業 補助対象経費限度額

戸建住宅及び併用住宅

30,800円/棟→33,000円/棟

ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる。

共同住宅及び長屋

61,700円/棟→66,000円/棟

ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる。

別表第2

○非木造住宅耐震診断費補助事業 補助対象経費限度額

戸建住宅及び併用住宅

30,800円/棟→33,000円/棟

ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる。

共同住宅及び長屋

61,700円/棟→66,000円/棟

ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は8,000円/棟を加算することができる。

2. 耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業の補助要件の拡充について

■改正内容

- ・県及び市町村が緊急輸送道路等の避難路を指定することにより、耐震診断義務付けとなる住宅について、耐震改修補助に対する住宅所有者の選択肢を増やすため、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱に基づき診断を行った住宅についても、本事業の対象にする。

■改正箇所

別表第1

- ・木造住宅耐震改修設計費補助事業及び木造住宅耐震改修費補助事業の補助要件②に「高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果、I w値が1.0未満と診断された住宅に係るもの」を追加

する。

別表第2

・非木造住宅耐震改修設計費補助事業及び非木造住宅耐震改修費補助事業の補助要件②に「高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1号の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果、「倒壊の危険性がある」と判断された住宅に係るもの」を追加する。

3. 住宅耐震対策市町村緊急支援事業について

■改正箇所及び内容

別表第8

・補助対象経費に、耐震改修設計及び高齢者や低所得者等が行う耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減を追加する。

・市町村の事業規模を検討し、補助対象限度額を引き上げる。

5, 000, 000円→15, 000, 000円